

ハイライト:

- ・社会保険の適用拡大について説明します。
- ・相続登記の義務化について説明します。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
社会保険の適用拡大	1
相続登記の義務化	2
成年年齢引き下げに伴う 相続税・贈与税への影響	2

新型コロナウイルスの新規感染者数も落ち着きはじめ、日常生活が戻りつつあります。これから暑さが厳しくなる季節、マスクを外して生活できる状況が早く到来することを願っています。体調管理に気をつけてお過ごしください。

第90号では、今年の10月にスタートする社会保険の適用拡大を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

社会保険の適用拡大

2022年10月以降、社会保険の適用範囲が拡大されます。どのように変わるのか見てみましょう。

従業員数101人以上の事業所

- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ・月額賃金が8.8万円以上
- ・学生ではない

要件A

のいずれにも該当する場合には、パート・アルバイト従業員を社会保険に加入させることが義務付けられます。101人の判断は事業所単位ではなく、法人単位となります。

従業員数101人～500人未満の会社等には、2022年8月までに日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書類が届きます。該当する場合には、2022年10月5日までに厚生年金保険の「被保険者資格取得届」の提出が必要となります。

常時5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所

2022年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所については、厚生年金保険及び健康保険の強制適用事業所になります。

・土業の範囲～ 弁護士 公認会計士 公証人 司法書士 土地家屋調査士 行政書士 海事代理士 税理士 社会保険労務士 弁理士等

・被保険者となる方

正社員 パート・アルバイト等のうち、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上である者

・事務所が共同代表の場合

従業員と雇用契約を締結している代表者が、その雇用している従業員の人数などの雇用状況に応じて、事業主として手続きを行います。なお、代表者が連名で従業員と雇用契約を締結している場合は、代表者間で調整の上、いずれかの者を事業主とすることとなります。

従業員数51人以上の事業所

2024年10月から、前頁の「要件A」の要件に該当する者が社会保険の強制加入対象者となります。

相続登記の義務化

不動産の所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、災害の復興事業や取引が進められないなど、様々な問題が起きます。このような所有者不明土地が増加していることへの問題解決策として、以下の事項が義務化されます。

○不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務づけられます。 <令和6年4月1日施行>

○所有権の登記名義人に対し、住所等の変更日から2年以内に その変更登記の申請をすることを義務付けます(正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり)。 <令和8年4月までに施行予定>

相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度が創設されます。ただし、管理維持コストの国への転嫁が安易に起きるおそれを考慮し、承認申請 法務局による審査・承認 申請者が10年間の土地の管理費コストを負担金として納付 国庫帰属、という手続きを取ることで可能とさせる予定です。また、建物が存在する土地、担保権等が設定されている土地、境界が明らかでない土地などは不適格として却下されますので、不要な土地が希望通りに全て国庫に帰属させられる訳ではありません。

<令和5年4月27日施行>

ホームページもご覧ください。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

成年年齢引き下げに伴う相続税・贈与税への影響

令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられました。

この結果、相続税・贈与税には以下の影響があります。 <出典:国税庁HP「民法の改正に伴う贈与税、相続税の改正のあらまし」>

区分	受贈者や相続人等の年齢要件		
	令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の贈与・相続等の場合	
贈与税	・相続時精算課税(相続税法21の9) ・住宅取得等資金の非課税等(相続税特別措置法70の2、70の3、震災特例法38の2) ・贈与税の特例税率(相続税特別措置法70の2の5) ・相続時精算課税適用者の特例(相続税特別措置法70の2の6~70の2の8)	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	・事業承継税制(相続税特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5)	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	・結婚・子育て資金の非課税(相続税特別措置法70の2の3)	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 18歳以上50歳未満
相続税	・未成年者控除(相続税法19の3)	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。